

A3地区

(自治会名)
(通称名)

大黒田町・大黒田町新田・高見・本居町
小黒田通り・小黒田北田・小黒田野田・宝塚町
田村町・粥田団地・田村六才・レインボー田村・山の世古・東出・東出東
東出西・五反田町・大足町タチ1・大足町タチ2・駅部田町さつき園・土岐
小部・金剛・土取第1・土取第2・万庄第1・万庄第2・上出・御殿山町
山室町・花岡台・焼橋・新中部台・光町・光町東

令和8年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。

ごみの収集に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4470
資源物に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4417
ごみの持ち込みに関すること	松阪市クリーンセンター	☎36-0975
埋立物は必ず事前問合せください	松阪市一般廃棄物最終処分場	☎28-7710

可燃 もやし類、紙類、プラスチック容器・袋、資源物
不燃 もえないごみ、危険ごみ
ビン 空ビン
資源物 充電式小型家電、新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管

※松阪市クリーンセンターでは、月曜日及び水曜日の祝日、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)もごみの持ち込み受付業務を行います。ただし、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)については、ごみの収集業務は行いません。

日	月	火	水	木	金	土
令和8年 4月						
			1 不燃	2 可燃	3 プラ容	4
5	6 可燃	7 ビン	8	9 可燃	10 プラ容	11
12	13 可燃	14	15 不燃	16 可燃	17 プラ容	18
19	20 ★ 可燃	21 資源・充電式	22	23 可燃	24 プラ容	25
26	27 可燃	28	29 不燃	30 可燃		
5月						
					1 プラ容	2
3	4 可燃	5	6	7 可燃	8 プラ容	9
10	11 可燃	12 ビン	13 不燃	14 可燃	15 プラ容	16
17	18 ★ 可燃	19 資源・充電式	20	21 可燃	22 プラ容	23
24	25 可燃	26	27 不燃	28 可燃	29 プラ容	30
31						
6月						
	1 可燃	2 ビン	3	4 可燃	5 プラ容	6
7	8 可燃	9	10 不燃	11 可燃	12 プラ容	13
14	15 可燃	16 資源・充電式	17	18 可燃	19 プラ容	20
21	22 ★ 可燃	23	24 不燃	25 可燃	26 プラ容	27
28	29 可燃	30				
7月						
			1	2 可燃	3 プラ容	4
5	6 可燃	7 ビン	8 不燃	9 可燃	10 プラ容	11
12	13 可燃	14	15	16 可燃	17 プラ容	18
19	20 ★ 可燃	21 資源・充電式	22 不燃	23 可燃	24 プラ容	25
26	27 可燃	28	29	30 可燃	31 プラ容	
8月						
						1
2	3 可燃	4 ビン	5 不燃	6 可燃	7 プラ容	8
9	10 可燃	11	12	13 可燃	14 プラ容	15
16	17 ★ 可燃	18 資源・充電式	19 不燃	20 可燃	21 プラ容	22
23	24 可燃	25	26	27 可燃	28 プラ容	29
30	31 可燃					
9月						
		1 ビン	2 不燃	3 可燃	4 プラ容	5
6	7 可燃	8	9	10 可燃	11 プラ容	12
13	14 可燃	15 資源・充電式	16 不燃	17 可燃	18 プラ容	19
20	21 ★ 可燃	22	23	24 可燃	25 プラ容	26
27	28 可燃	29	30 不燃			
10月						
				1 可燃	2 プラ容	3
4	5 可燃	6 ビン	7	8 可燃	9 プラ容	10
11	12 可燃	13 資源・充電式	14 不燃	15 可燃	16 プラ容	17
18	19 ★ 可燃	20	21	22 可燃	23 プラ容	24
25	26 可燃	27	28 不燃	29 可燃	30 プラ容	31
11月						
	1 可燃	2	3	4	5 可燃	6 プラ容
8	9 可燃	10 ビン	11 不燃	12 可燃	13 プラ容	14
15	16 ★ 可燃	17 資源・充電式	18	19 可燃	20 プラ容	21
22	23 可燃	24	25 不燃	26 可燃	27 プラ容	28
29	30 可燃					
12月						
		1 ビン	2	3 可燃	4 プラ容	5
6	7 可燃	8	9 不燃	10 可燃	11 プラ容	12
13	14 ★ 可燃	15 資源・充電式	16	17 可燃	18 プラ容	19
20	21 可燃	22	23 不燃	24 可燃	25 プラ容	26
27	28 可燃	29	30 可燃	31		
令和9年 1月						
					1	2
3	4 可燃	5 ビン	6	7 可燃	8 プラ容	9
10	11 可燃	12	13 不燃	14 可燃	15 プラ容	16
17	18 ★ 可燃	19 資源・充電式	20	21 可燃	22 プラ容	23
24	25 可燃	26	27 不燃	28 可燃	29 プラ容	30
31						
2月						
	1 可燃	2 ビン	3	4 可燃	5 プラ容	6
7	8 可燃	9 資源・充電式	10 不燃	11 可燃	12 プラ容	13
14	15 可燃	16	17	18 可燃	19 プラ容	20
21	22 ★ 可燃	23	24 不燃	25 可燃	26 プラ容	27
28						
3月						
	1 可燃	2 ビン	3	4 可燃	5 プラ容	6
7	8 可燃	9	10 不燃	11 可燃	12 プラ容	13
14	15 可燃	16 資源・充電式	17	18 可燃	19 プラ容	20
21	22 ★ 可燃	23	24 不燃	25 可燃	26 プラ容	27
28	29 可燃	30	31			

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和8年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。